

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和元年11月21日付けで行った法25条2項に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分が違法又は不当であると主張しているものと解される。

請求人は、保護開始（保護申請）時に、障害年金を受給していることを報告し、必要書類も提出している。

しかし、担当のケースワーカーのミスにより、年金額を差し引かずに生活保護費を支給した。

何の通告もなく、本件処分通知書により過払金を差し引いて支給しているが、これでは生活ができない。ケースワーカーを信じて、支給された保護費を全額使ったのに、これではあんまりである。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日         | 審 議 経 過      |
|---------------|--------------|
| 令和 2年 9月 17日  | 諮問           |
| 令和 2年 10月 23日 | 審議（第48回第2部会） |
| 令和 2年 11月 6日  | 審議（第49回第2部会） |

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」ものとされ、法8条1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。
- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」とされている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4

月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8・1・(4)・アによれば、「・・・厚生年金保険法、・・・国民年金法・・・等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金・・・については、実際の受給額を原則として受給月から次回受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とし、「なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額(1円未満の端数がある場合は切捨)を各月の収入認定額として差し支えない。」とされている。

(4) 保護の変更について

法25条2項及び同項が準用する24条4項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

そして、局長通知第10・2・(8)は、収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、「当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(この場合、・・・収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を發して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。)」とされている。

(5) 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分について

(1) 年金通知書によれば、請求人に対しては、障害基礎年金(国民年金・厚生年金)として、令和元年6月から令和2年5月までの

間、隔月で130,016円の障害年金が支給され、その年額は780,100円であるとされている。これに基づき、処分庁は、局長通知第8・1・(4)・アに従い、国民年金・厚生年金年額780,100円を12分割して、端数を切り捨て、65,008円（本件収入認定額）を、令和元年10月以降の請求人の毎月の収入認定額として認定した上で、過支給となった同年10月分の保護費相当額65,008円について、同年12月から令和2年2月の間、各月に20,000円、令和2年3月に5,008円をそれぞれ収入充当するとしていることが認められる。

そして、処分庁は、令和元年12月支給予定の保護費について、請求人の同月分の最低生活費として保護基準に基づき算定された158,390円から、同月分の本件収入認定額65,008円及び同年10月分の保護費過払金65,008円のうち同年12月分への充当額20,000円の計85,008円を控除した後の73,382円を支給額とし、保護変更の日を同年12月1日とする保護変更処分（本件処分）を決定し、令和元年11月21日付けの本件処分通知書により請求人に通知したことが認められる。

これらの取扱いは、局長通知第10・2・(8)に従い、令和元年10月分の保護変更決定処分により生じた保護費過払金65,008円について、遡及変更決定を行うことなく、同年12月から令和2年3月の間の保護費に各一部充当することにより調整する、としたことによるものであると認められる。

- (2) そうすると、本件処分は、処分庁が請求人の障害基礎年金の受給に伴い本件収入認定額を決定し、同決定により生じた令和元年10月分の保護費過払金の一部（20,000円）を同年12月分に充当するとしたことから、請求人の令和元年12月分の保護費の支給額を変更したものであって、上記1の法令等の定めに基づいて違算等の事実もなくなされたものと認められ、また、違法又

は不当な点を認めることもできない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、第3のことから、本件処分の違法、不当を主張するが、仮に、年金に係る収入認定が遅れた理由として、請求人の主張するような事実があったとしても、そのことをもって、本件処分の取消理由とすることはできず、また、本件処分が法令等の定めに基づいて違算等の事実もなく適正になされたものと認められることは上記2・(1)及び(2)のとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来